

社債発行届出目論見書の訂正事項分

平成21年10月（第1回訂正分）

株式会社日本政策金融公庫

東京都千代田区大手町一丁目9番3号

この届出目論見書により行う第1回社債（2年債）30,000百万円（見込額）、第2回社債（5年債）30,000百万円（見込額）、第3回社債（10年債）20,000百万円（見込額）及び第4回社債（20年債）10,000百万円（見込額）の募集（一般募集）については、当公庫は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成21年10月2日に、また同法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成21年10月9日に、それぞれ関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

発行価格及び利率については仮条件を記載しておりますので、発行価格及び利率が決定（平成21年10月21日から平成21年10月23日までの間に決定する予定）した場合には、必要な記載事項について訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても、訂正されることがあります。

1 【社債発行届出目論見書の訂正理由】

平成21年10月2日付をもって関東財務局長に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、平成21年10月9日に社債の発行価格及び利率につき仮条件を提示することになりましたので、これらに関する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い社債発行届出目論見書の関連事項を後記のとおり訂正いたします。

2【訂正事項】

頁

第一部【証券情報】	1
第1【募集要項】	1
1【新規発行社債（短期社債を除く。）（2年債）】	1
発行価格の欄	1
利率の欄	1
申込期間の欄	1
欄外注記	1
3【新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）】	2
発行価格の欄	2
利率の欄	2
申込期間の欄	2
欄外注記	2
5【新規発行社債（短期社債を除く。）（10年債）】	3
発行価格の欄	3
利率の欄	3
申込期間の欄	3
欄外注記	3
7【新規発行社債（短期社債を除く。）（20年債）】	4
発行価格の欄	4
利率の欄	4
申込期間の欄	4
欄外注記	4

3【訂正箇所】

訂正箇所は____野で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）（2年債）】

発行価格の欄

発行価格（円）	未定 <u>（額面100円につき金99円00銭～100円を仮条件とする。）（注）12.</u>
---------	--

利率の欄

利率（％）	未定 <u>（第235回国債の流通利回り（年2回複利ベース）に0.05%を加えた率～同利回りに0.20%を加えた率を仮条件とする。）（注）12.</u>
-------	---

申込期間の欄

申込期間	平成21年10月23日（注） <u>13.</u>
------	---------------------------

欄外注記

（注）＜前略＞

12. 発行価格及び利率については、上記仮条件により需要状況を勘案したうえで、平成21年10月21日から平成21年10月23日までの間に決定する予定である。

13. 申込期間については、上記のとおり内定しているが、発行価格及び利率の決定日において正式に決定する予定である。なお、上記申込期間については、需要状況を勘案したうえで、繰り上げることがある。当該需要状況の把握期間は最長で平成21年10月9日から平成21年10月23日までを予定しているが、実際の発行価格及び利率の決定については、平成21年10月21日から平成21年10月23日までのいずれかの日を予定している。従って、申込期間が最も繰り上がった場合は、「平成21年10月21日」となることがある。

（注）12. の追加並びに番号変更

3【新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）】

発行価格の欄

発行価格（円）	未定 <u>（額面 100 円につき金 99 円 00 銭～100 円を仮条件とする。）（注）12.</u>
---------	---

利率の欄

利率（%）	未定 <u>（第 264 回国債の流通利回り（年 2 回複利ベース）に 0.05%を加えた率～同利回りに 0.20%を加えた率を仮条件とする。）（注）12.</u>
-------	---

申込期間の欄

申込期間	平成 21 年 10 月 23 日（注） <u>13.</u>
------	---------------------------------

欄外注記

（注）＜前略＞

12. 発行価格及び利率については、上記仮条件により需要状況を勘案したうえで、平成 21 年 10 月 21 日から平成 21 年 10 月 23 日までの間に決定する予定である。

13. 申込期間については、上記のとおり内定しているが、発行価格及び利率の決定日において正式に決定する予定である。なお、上記申込期間については、需要状況を勘案したうえで、繰り上げることがある。当該需要状況の把握期間は最長で平成 21 年 10 月 9 日から平成 21 年 10 月 23 日までを予定しているが、実際の発行価格及び利率の決定については、平成 21 年 10 月 21 日から平成 21 年 10 月 23 日までのいずれかの日を予定している。従って、申込期間が最も繰り上がった場合は、「平成 21 年 10 月 21 日」となることがある。

（注）12. の追加並びに番号変更

5 【新規発行社債（短期社債を除く。）（10年債）】

発行価格の欄

発行価格（円）	未定 <u>（額面 100 円につき金 99 円 00 銭～100 円を仮条件とする。）（注）12.</u>
---------	---

利率の欄

利率（%）	未定 <u>（第 304 回国債の流通利回り（年 2 回複利ベース）に 0.05%を加えた率～同利回りに 0.20%を加えた率を仮条件とする。）（注）12.</u>
-------	---

申込期間の欄

申込期間	平成 21 年 10 月 23 日（注） <u>13.</u>
------	---------------------------------

欄外注記

（注）＜前略＞

12. 発行価格及び利率については、上記仮条件により需要状況を勘案したうえで、平成 21 年 10 月 21 日から平成 21 年 10 月 23 日までの間に決定する予定である。

13. 申込期間については、上記のとおり内定しているが、発行価格及び利率の決定日において正式に決定する予定である。なお、上記申込期間については、需要状況を勘案したうえで、繰り上げることがある。当該需要状況の把握期間は最長で平成 21 年 10 月 9 日から平成 21 年 10 月 23 日までを予定しているが、実際の発行価格及び利率の決定については、平成 21 年 10 月 21 日から平成 21 年 10 月 23 日までのいずれかの日を予定している。従って、申込期間が最も繰り上がった場合は、「平成 21 年 10 月 21 日」となることがある。

（注）12. の追加並びに番号変更

7【新規発行社債（短期社債を除く。）（20年債）】

発行価格の欄

発行価格（円）	未定 <u>（額面100円につき金99円00銭～100円を仮条件とする。）（注）12.</u>
---------	--

利率の欄

利率（％）	未定 <u>（平成21年10月20日に入札が実施される予定の20年利付国債の流通利回り（年2回複利ベース）に0.05%を加えた率～同利回りに0.20%を加えた率を仮条件とする。）（注）12.</u>
-------	--

申込期間の欄

申込期間	平成21年10月23日（注）13.
------	-------------------

欄外注記

（注）＜前略＞

12. 発行価格及び利率については、上記仮条件により需要状況を勘案したうえで、平成21年10月21日から平成21年10月23日までの間に決定する予定である。

13. 申込期間については、上記のとおり内定しているが、発行価格及び利率の決定日において正式に決定する予定である。なお、上記申込期間については、需要状況を勘案したうえで、繰り上げることがある。当該需要状況の把握期間は最長で平成21年10月9日から平成21年10月23日までを予定しているが、実際の発行価格及び利率の決定については、平成21年10月21日から平成21年10月23日までのいずれかの日を予定している。従って、申込期間が最も繰り上がった場合は、「平成21年10月21日」となることがある。

（注）12. の追加並びに番号変更